Daiwa Institute of Research



~制度調查部情報~

2006年1月31日 全10頁

四半期会計の論点整理公表

制度調査部 吉井 一洋

四半期3ヶ月の損益は開示、注記は簡素化

【要約】

2005 年 12 月 27 日、ASBJ (企業会計基準委員会)は、四半期財務諸表の作成基準を今後作成する上での論点整理を公表した。

ASBJ は、中間決算が無くなり四半期決算に統合されること、四半期末から 45 日以内に開示することを前提に、議論を行っている。

論点整理では、四半期財務諸表として連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書の作成を求めること、損益情報について四半期3ヶ月間の情報の開示も求めること、株主資本等変動計算書の作成は求めず重要な変動があった場合のみ注記すること、注記項目の簡素化を図ることなどが提案されている。

ASBJ(企業会計基準委員会)は、2006年2月15日までコメントを集め、2006年中(夏~秋?)に 最終的な会計基準・適用指針をまとめる予定である。

ポイント

. 自主ルールから証券取引法上の決算に

2ページ

. 半期報告を廃止し、四半期報告に統合

3ページ

. 四半期会計基準の検討

3ページ

- ・連結 B/S、P/L、CF 計算書が対象
- ・直近3ヶ月情報の開示の要否
- ・注記を簡素化(原則、重要な変動がない場合は省略可能)
- . 検討スケジュール(2006年夏~秋に基準?)

10 ページ

2005 年 12 月 27 日、ASBJ(企業会計基準委員会)は、「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理」を公表した。

証券取引法では年間、中間期の決算を義務づけているが、四半期の決算は義務づけていない。現在行われている四半期開示は、東京証券取引所等の各証券取引所の規則に基づくものである。証券取引法に基づくものではないため、不提出や虚偽記載の場合でも、それを理由とする証券取引法上の刑事罰や損害賠償規定の適用は受けない。公認会計士・監査法人による監査も義務付けられていない。

そこで、金融審議会は2005年7月7日に報告書「今後の開示制度のあり方について」(報告書の日付は6月28日)を公表し、四半期開示を証券取引法上の四半期報告制度に改めることとした。その中で、貸借対照表、損益計算書の他にキャッシュ・フロー計算書やセグメント情報を開示対象とすること、開示時期は四半期終了後45日以内とすること、監査法人等による保証手続(レビュー)

の対象とすること、半期報告を廃止し四半期報告に統合する方向で検討することなどを示している。

金融審議会の上記の報告書では、ASBJ(企業会計基準委員会)に対して、四半期財務諸表の作成基準の策定を要請していた。これを受け、ASBJでは2005年7月に四半期会計基準専門委員会を設置し、四半期財務諸表の作成基準に関する検討を開始した。

冒頭で述べた論点整理は、これまでの審議に基づく論点について、その検討の方向性も踏まえ整理 し公表したものである。

以下、当レポートでは、金融審議会報告書「今後の開示制度のあり方について」を基に、四半期報告制度の概略を 1、2 で述べ、3 で ASBJ の論点整理についてとりまとめ、4 で今後のスケジュールを解説する。

. 自主ルールから証券取引法上の制度に

現在(東証規則)

必須(2004年4月~) 要約連結P/L

要約連結B/S

(3年間の経過措置:売上高)

仟意

要約連結CF

注記事項

改正後(証取法)

必須

連結P/L

連結B/S

連結CF

セグメント情報

非財務情報

開示対象企業:上場会社(JASDAQ を含む)

開示までの日数 : 四半期終了後45日以内(出来る限り短縮化)

虚偽記載・不提出: 刑事罰、課徴金、損害賠償の対象

現在は各証券取引所が四半期開示を義務付けている。例えば、東証は2003年4月からは売上高等の開示、2004年4月からは「四半期財務・業績の概況」として財政状態及び経営成績(要約連結貸借対照表、要約連結損益計算書を含む)の開示を義務付けている。ただし、後者の「四半期財務・業績の概況」の開示の義務付けには3年間の猶予期間が設けられており、実際に義務付けられるのは2007年4月からである。これらの開示は、証券取引法に基づく法定開示ではないため、開示書類の不提出や虚偽記載に関する罰則や課徴金、民事上の責任(損害賠償義務)に関する規定は、証券取引法には設けられていない。公認会計士・監査法人による監査も義務付けられていない。

2005 年 7 月の金融審議会の報告書では、上場会社 (JASDAQ 上場を含む) を基本に、証券取引法上の制度として四半期開示を義務付けていくことを提言している。証券取引法上の制度となった場合は、四半期開示の報告書の不提出や虚偽記載は、罰則や課徴金の適用対象となり、民事上の責任(損害賠償義務) も負うことになると思われる。

開示内容としては、要約ではなく正規の貸借対照表、損益計算書のみならず、キャッシュ・フロー 計算書やセグメント情報、非財務情報(財政状態及び経営成績の分析、企業・事業等の状況、株式 等の状況)などの開示を求めている。原則、連結ベースで記載することとしている。

. 半期報告を四半期報告に統合

統合の要件

財務情報が投資判断に必要な詳しさを維持…情報の十分さと適時性(90 日 45 日)のバランス 必要な非財務情報の開示

必要に応じ、単体情報も開示(特に第2Q)

公認会計士・監査法人による保証手続(レビュー)の実施

(参考)中間期・四半期(改正後)比較

中間期(現行)

連結P/L,B/S 連結CF計算書 連結剰余金計算書 個別P/L,B/S セグメント情報 その他注記事項 非財務情報

四半期(改正後)

連結P/L,B/S 連結CF計算書 株主資本等の重要な変動 (個別P/L,B/S?) セグメント情報 その他注記事項(簡素化) 非財務情報

2005年7月の金融審議会の報告書では、四半期開示の開示時期は、四半期終了後、最低限45日以内とした上で、できる限りその短縮化を図ることとしている。

四半期開示を証券取引法上の制度として位置づけるに当たって、次の要件が満たされることを前提 に、半期報告制度を廃止し、四半期報告制度に統一することを検討することとしている。

財務情報が投資判断を行うために必要な詳しさのものとなること。

必要な非財務情報が開示されること。

必要に応じて単体情報についても開示されること(特に、第2四半期)。

開示企業の内部統制が適正に確保されていることを前提に、公認会計士等によるレビュー手続が投資者の信頼を十分に確保した形で実施されること。

その後、2005 年 12 月に公表された金融審議会第一部会報告「投資サービス法(仮称)に向けて」でも、半期報告制度を四半期報告制度に統合することを基本とする旨が述べられている。ただし、銀行、保険会社など、半期の単体ベースで自己資本比率に係る規制などを受ける業種においては、投資者に対して投資判断に必要な情報を十分に提供する観点から、第2四半期(半期)に係る単体の財務諸表も併せて開示することを検討する旨が述べられている。

公認会計士又は監査法人に従来と同程度の監査を求めるのは時間的に困難である。米国では、四半期財務諸表について、積極的にその適正性を証明する監査ではなく、四半期財務諸表に誤りは認められないことを保証するに留める保証手続(レビュー)が導入されている。2005 年 7 月の報告書では、わが国においても、米国に倣い、四半期財務諸表への保証手続(レビュー)の導入を図っていくよう求めている。

. 四半期会計基準の検討

- 1.ASBJ が四半期会計基準を検討中(非財務情報は金融庁)
- 2. 論点 (1) 実績主義 VS 予測主義 実績主義
 - (2)四半期財務情報の構成
 - (3)累計情報 VS 累計情報 + 直近3ヶ月



- (4)四半期決算手続き(四半期単位積上げ方式 VS 累計差額方式)
- (5)四半期特有の会計処理
- (6)簡便的な会計処理
- (7)第2四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合等の取扱い
- (8)注記・・・セグメント情報、季節的変動への対応、簡素化

1.ASBJ が四半期会計基準を検討中

ASBJ は、以下を前提に四半期財務諸表の作成基準の検討を行っている。

半期報告制度が廃止されて四半期報告制度へ統一され、中間財務諸表が第2四半期の四半期財務諸表に置き換わり、第1四半期、第2四半期、第3四半期は四半期財務諸表での開示が行われること四半期終了後、公認会計士又は監査法人のレビューを経た上で、遅くとも45日以内での開示が求められる。

非財務情報の開示内容は、金融庁が検討する。

2.論点

(1)実績主義 VS 予測主義

実績主義で a.四半期特有の会計処理可能

b. 四半期特有の会計処理不可

予測主義

四半期財務諸表の位置づけには、次の二通りの考え方がある。

実績主義: 四半期会計期間を事業年度と並ぶ一会計期間とみた上で、四半期財務諸表を、原則として 事業年度の財務諸表と同じ会計処理規準を適用して作成する方法。当該四半期会計期間の 財政状態及び経営成績に関する情報の提供を目的とする。

予測主義: 四半期会計期間を事業年度の一構成部分と位置づけて、四半期財務諸表を、部分的には事業年度の財務諸表と異なる会計処理基準を適用して作成する方法。当該四半期会計期間を含む事業年度の業績予測に資する情報を提供することを目的とする。

論点整理では、「実績主義」を基本としつつ、一部に例外的処理を認める方法を提案している。

(2)四半期財務情報の範囲と開示科目

<u>連結ベースの貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書</u> 株主資本等変動計算書は義務付けず。

重要な変動等があった場合に注記

・発行済株式数 ・自己株式数 ・新株予約権の注記等

四半期財務諸表として四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書を 作成することには合意が得られている。

年度の決算では、この他に連結剰余金計算書に代わるものとして、株主資本等変動計算書がある。これについて、四半期で作成するか否かについて議論がなされたが、経済界の要望や米国の実務を踏まえ、株主資本等変動計算書は四半期では作成を求めず、株主資本等に重要な変動があった場合に、その内容の注記を義務付ける方法が提案されている。

中間連結剰余金計算書が無くなることもあり、利用者の立場から言えば、株主資本等変動計算書についても、作成を義務付けてほしいところである。



(3)累計情報 VS 累計情報+3ヶ月

- ・第2、第3四半期の損益計算書において問題
- ・第1四半期からの累計のみ or 累計+第2四半期、第3四半期各々3ヶ月の情報
- ・第4四半期は?

第2四半期、第3四半期の損益計算書情報について、財務諸表利用者の開示ニーズ等を踏まえ、期首から当該四半期末までの累計情報に加えて、対象となる四半期会計期間3ヶ月間の情報も開示を求めることとするか否かが問題となっている。累計情報のみ開示する方法は、四半期財務諸表は年間の業績見通しの進捗度を示す情報を開示するという考え方に基づくものである。累計情報に加え3ヶ月情報を開示するのは、年間の業績見通しの進捗度を示す情報だけでなく、収益動向の変化点を把握するための情報を開示するという考え方に基づく。

財務諸表の利用者が、企業業績の足下の変化を把握するためには、対象となる四半期3ヶ月間の情報が不可欠であると思われる。日本証券アナリスト協会が2005年10月に行ったアンケート調査でも、79.1%が3ヶ月間の情報を必要と回答している。ちなみに累計情報については84.2%が必要と回答しており、70.0%が3ヶ月間情報・累計情報共に必要と回答している。論点整理でも「証券アナリスト等の財務諸表利用者に強い開示ニーズがあると考えられる」旨を明らかにしている。

論点整理では、財務諸表利用者の開示ニーズ等や米国基準等の国際的な会計基準での取扱いを踏まえ、四半期損益計算書関係の情報については、累計情報だけでなく、3ヶ月情報の開示を求める方法を提案している。

第4四半期の3ヶ月情報についても、アナリストの代表等から開示の必要性が指摘された。しかし、 第 4 四半期はそもそも四半期財務諸表の作成の対象として想定されていないこと、米国でも第 4 四半期に関しては、10 - K (アニュアルレポート)の中で売上高や純損益などを掲載しているに留 めていることから、論点整理では第 4 四半期の開示を検討対象としていない。

第4四半期が決算調整のためのゴミ箱として使われることの無いよう、有価証券報告書において、 正規の会計基準に基づいた数値が開示されることが望まれるところである。

(4)四半期決算手続き(四半期単位積上げ方式 VS 累計差額方式)

・四半期単位積上げ方式

第2Q末までの累計(6 imes 月) = 第1Q(3 imes 月) + 第2Q(3 imes 月)

第3Q末までの累計(9ヶ月) = 第1Q(3ヶ月)+第2Q(3ヶ月)+第3Q(3ヶ月)

・累計差額方式

第2Q(3ヶ月)の数値 = 第2Q末までの累計(6ヶ月)-第1Q(3ヶ月)の数値

第3Q(3ヶ月)の数値 = 第3Q末までの累計(9ヶ月)-第2Q末までの累計(6ヶ月)

・原則積上げ方式、為替換算等の調整を条件に差額方式も可

四半期決算手続きとしては、大きく分けて次の2つの方法がある。

四半期単位積上げ方式: 四半期会計期間を一会計期間として3ヶ月情報を作成し、累計情報は各四半期会計期間の3ヶ月情報を積上げていく方式

累計差額方式:事業年度の財務諸表との整合性を重視して四半期ごとに過去の四半期財務諸表を洗い替えて再計算することにより累計情報を作成し、当該四半期会計期間の3ヶ月情報は当該四半期末までの累計情報から、前四半期末までの累計情報を差し引いて計算する方式

累計差額方式には、在外子会社等を通じた海外事業が重要な場合に、為替換算について累計情報か



ら差引計算で3ヶ月情報を算定すると、経済的実態とカイ離した情報になる可能性があるなどの問題が指摘されている。

論点整理では「実績主義」をベースとすることから、原則として「四半期単位積上げ方式」によることとしつつ、以下のように「累計差額方式」も容認している。

在外子会社等を通じた海外事業の為替換算の影響について、重要性が乏しい場合など、差引計算で3ヶ月情報を開示しても経済的実態を誤らせない場合には「累計差額方式」も許容されることとしている。

「累計差額方式」では経済的実態を見誤らせる場合には、一定の対応(例えば、在外子会社等を通じた海外事業が重要な場合の為替換算の取扱い)を求めた上で、「累計差額方式」を容認している。

その他、以下の考え方が示されている。

有価証券の減損処理や棚卸資産の強制評価減などは、「四半期単位積上げ方式」を前提にすると切り放し方式が整合的である。

ただし、棚卸資産などについては、期中は洗替え法が広く採用されているという現行の実務にも配慮し、洗替え法を容認することとしている。

(5)四半期特有の会計処理

- ・操業度等に起因する原価差異の繰延処理
- ・後入先出法の原価修正

論点整理では「実績主義」の例外的処理として、原価差異の繰延処理と後入先出法の売上原価修正 を認めることを提案している(四半期特有の会計処理)

これらは現行の中間財務諸表作成基準改訂の際に、恣意的な判断の介入余地が大きく、実務基準として望ましくないとの理由から除外されたものである。しかし、論点整理では以下の理由から、これら四半期特有の会計処理を認めることとしている。

四半期財務諸表は中間財務諸表以上に売上原価が操業度等に応じて大きく変動し、売上高と売上原 価の対応関係が適切に表示されない可能性があるので、経済的実態をより適切に反映するためには、 これらの処理が必要であると考えられること

最近改訂されたカナダの基準では、これらの処理を認めていること

論点整理では、以下の要件をすべて満たす場合に、原価差異の繰延処理を認めることを提案している。

操業度が季節的に大きく変動することが予想される。

原価差異が予定又は標準原価が年間(又は半期)ベースで設定されているため生じるものであり、 原価計算期間末である事業年度(又は中間期間)末までにほぼ解消が見込まれる。

原価差異の繰延処理が認められるための条件を満たした場合に、繰延処理の適用を強制するのか、それとも任意適用とするのかについては、論点整理では、両論が述べられている。なお、論点整理では、原価差異の繰延処理とは別に、原価差異の売上原価の配賦方法として、簡便的な処理を認めることとしている。

後入先出法の売上原価の修正については、論点整理では、以下の両方の要件を満たす場合に限って 認めるという考え方を示している。

棚卸資産の各四半期末における数量が事業年度末に保有すべき数量よりも少ない。

事業年度末までに不足分を補充することが合理的に見込まれる。



具体的な調整方法は、棚卸資産の再調達原価額に基づいて売上原価を加減し、当該加減した額を流動資産又は流動負債として繰延べる処理を提案している。

(6)簡便的な会計処理

貸倒見積高 棚卸資産の低価法、原価差異の配分 固定資産の減価償却費、減損 法人税等及び繰延税金資産 連結上の未実現損益の消去 企業結合・事業分離 など

論点整理では、四半期特有の会計処理とは別に、四半期の財政状態及び経営成績に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な処理を認めることとしている。具体的には、以下の項目について、簡便的処理を認めることを提案している。

一般債権の貸倒見積高の算定:前事業年度決算の貸倒実績率の使用を認めるなど

貸倒懸念債権の貸倒見積額の算定:前事業年度決算の貸倒見積高の計上を認める、簡便法の適用を 認めるなど

棚卸資産には、時価が下落したことが明らかな品種で重要性がある場合に限り低価法適用の対象とするなど、簡単な低価法の採用を認める。

棚卸資産の原価差異について、繰延処理とは別に、売上原価への簡便な配賦方法を認める。

固定資産の減価償却費の算定において合理的な予算制度を利用している場合は、採用している方法 に基づく年間償却予定額の4分の1を計上することを認める。

固定資産に減損の兆候があり、減損損失を認識すべきと判定したが、原則的な方法で直ちに減損損失額を確定することが困難な場合には、以下の二つの方法での対応が考えられる。

その旨を注記し、翌四半期末までに減損損失を確定させる。

回収可能価額を簡便な方法で算出して暫定的な金額で減損処理を行い、その旨を注記し、翌四半期末までに減損損失を確定させる。

経過勘定及び未経過勘定は、重要性が乏しい場合は、合理的な算定方法による概算額での計上を認める。

法人税等の計算は、中間財務諸表作成基準で認められている見積実効税率を利用する方法を認める。 繰延税金資産は、各四半期会計期間においても、回収可能性の判断を実施すべきである。ただし、 申告調整項目(一時差異、永久差異)の範囲を重要な項目に限定した簡便的な方法、繰延税金資産 の回収可能性の判断における簡便法を導入すべきとの意見もある。

連結上の未実現損益の消去等、企業結合・事業分離についても、簡便法を認める。

時価のない有価証券の減損処理は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額(1株あたり純資産額)が著しく低下しているとの事実が判明した時点で行うことが考えられる。ただし連結財務諸表を作成していない会社が保有する関連会社株式の場合には、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株あたり純資産額を、可能な限り四半期ごとに算定することが望ましい。回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合は、当該四半期において減損処理をしないことも認められる。

棚卸資産を原価法で評価している場合の強制評価減(販売用不動産等)は、重要性が乏しいと判断される場合を除き、原則として、時価が著しく下落していると認識された四半期に計上すべきである。棚卸資産を低価法で評価している場合において、四半期末の時価が取得原価より下落しているときには、重要性が乏しいと判断される場合を除き、その四半期に評価損を計上すべきである。

退職給付引当金について、数理計算上の差異・過去勤務債務については、発生事業年度に全額費用 処理する方法を採用している場合を除き、期間按分により、各四半期において負担すべき額を計上



する。

(7)第2四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合等の取扱い

論点整理では、会計方針の変更は、原則として、第1Qに行うべきとしている。

正当な理由により、第2Q以降に自発的に会計方針を変更する場合には、以下のいずれの方法によるべきかを論点として挙げている。

過去の四半期財務諸表の修正再表示(同一事業年度内のみで、前事業年度まで遡及修正はしない) 変更した四半期において変更による影響を注記する。

重要な誤謬を発見した場合や、企業結合に持分プーリング法を適用する場合の企業結合日前の四半期財務諸表での対応についても、同様の論点が挙げられている。

(8)注記情報

セグメント情報の内容

- ・中間期と同様の注記
- ・資産関連情報(年度のみ)の重要な変動の開示も検討

季節的変動

・定性的記述 ・前年同期の情報

ゴーイング・コンサーンの注記: レビュー手続を考慮に入れて検討

その他の注記事項

開示必須	会計方針関連、重要な後発事象、EPS
	主な科目の内訳、新株予約権、CF の注記等
重要な変動がある場合に開示	デリバティブ、担保提供資産、偶発債務、
	手形割引高、BPS、純資産等
検討中	有価証券の時価情報、リース、企業結合など

論点整理では、財務諸表の注記に関しては、基本的には、現行の半期報告書よりも簡素化する方向が示されている。直前事業年度の財務諸表等の注記項目で重要な変動が無いものは、一部の項目を除き、記載を省略できることとし、企業の財政状態や経営成績を理解する上で重要な事業に限定して開示を行う方向が示されている。

項目ごとに挙げると以下のとおりである。

会計方針の変更等

会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由、直前事業年度と同一の会計方針を適用した場合に四半期財務諸表に与える影響額の注記を行うこととしている。

セグメント情報

基本的には、現行の中間財務諸表と同様の開示を行う。事業の種類別セグメント情報、所在地別セグメント情報、海外売上高を開示する。

上記に加え、セグメント別の資産金額が直近事業年度末から重要な変動があった場合に、その事実 (資産総額)を開示するか否かが論点として挙げられている。

季節的変動

売上高に季節的変動がある場合は、定性的情報の説明と損益の前年同期比を記載する方向で検討されている。



その他の注記情報

ア. 開示が求められる事項

以下については、開示を求める方向で検討されている。

四半期特有の会計処理

四半期連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項の変更(連結・持分法の範囲の変更、会計処理及び表示方法の変更等)

重要な後発事象

四半期連結損益計算書の科目を集約表示している場合の主な内訳

持分法損益等(連結財務諸表を作成している場合)

1株当たり四半期純損益金額等(EPS)

四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項(現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表の科目の金額との関係)

新株予約権等の情報(ポイズン・ピル等も対象)

四半期連結財務諸表に基づき、企業集団の財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況 に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項

「継続企業の前提に疑義がある場合の注記」については、財務諸表利用者の強い開示ニーズはあるが、公認会計士・監査法人のレビュー手続との関係も考慮に入れて検討することとされている。

イ. 金額的に大きく変動している場合に限り開示する項目

論点整理では、以下の項目については、金額的に大きな変動がある場合にのみ、開示を求めること としている。

デリバティブ取引に関する注記

担保提供資産の注記

偶発債務の注記

手形割引高及び裏書譲渡高の注記

1株当たり純資産額の注記

特別法上の準備金等の注記

株主資本等の金額に重要な変動があった場合には、その変動事由と主な事由ごとの内訳金額の開示

「大きな変動」、「重要な変動」の有無については、直前事業年度末と直前四半期末の2つの時点と比較して判断すべきであるという意見と、直前事業年度末のみと比較して判断すべきとの両論が挙げられている。

過去において、デリバティブ取引で多額の損失を突然計上した企業が問題となった。それが時価会計導入の契機となった。そのことを考えれば、デリバティブ取引については、取引を行っている以上、相応の注記を求めるべきではないかと思われる。

投資家にとって1株当たり情報は重要であり、1株あたり純資産額についても、1株あたり四半期 純損益と同様に、原則として、開示を求めるべきと思われる。

ウ.検討中の項目

有価証券に関する注記(時価情報等)

論点整理では、現行の中間財務諸表と同様の開示を求める意見と、重要な変動があった場合にのみ 開示を求める意見の両論が示されている。

時価会計が適用されているとはいえ、貸借対照表では有価証券の種類別の開示はなされていない。 有価証券でも、株式、債券では、株式市場や金利の変動により影響を受ける度合いも異なっており、 現行の株式、債券、その他別の情報開示は重要である。市場は1年で大きく変動するため、1年も 間隔をあけると情報は古くなる。時価評価の対象外である「満期保有目的の債券」の時価情報も、 何らかの特殊な事情で売却せざるを得なくなった際の影響額などを知る上で重要である。原則とし



て開示を求めることが望まれる。

リースに関する注記

リースについても現行の中間財務諸表と同様の開示を求める意見と、少なくとも借手側については リース資産の重要性を勘案して開示を求めるべきとする意見が示されている。後者の意見は、重要 性の無い場合に注記を免除すべきとの作成者側からの要請によるものである。所有権移転外ファイ ナンス・リースについて、オン・バランス化に抵抗する一方で、注記の省略まで求める発行者側の 姿勢には問題があろう。

企業結合に関する注記

論点整理では、パーチェス法を適用する場合における当期首に企業結合が完了したと仮定したとき に当期の連結損益計算書に与える影響の概算額の開示を含め、事業年度と同様の開示を求めるべき との意見と、企業結合・事業分離の注記事項も選別すべきであるとの意見の両論が挙げられている。

. 検討スケジュール

1. 四半期会計基準: ASBJ が検討

2005年12月27日:四半期会計基準の論点整理

2006 年第 2 四半期 四半期会計基準・適用指針の ED 2006 年夏~秋 四半期会計基準及び適用指針完成

- 2. 非財務情報開示・・・金融庁
- 3. レビューの基準・・・企業会計審議会

さらに、証券取引法の改正

ASBJ(企業会計基準委員会)は、論点整理へのコメントを 2006 年 2 月 15 日まで集め、2006 年第 2 四半期に会計基準・適用指針の公開草案を公表し、その後コメントを集め、最終的な会計基準・適用指針を完成させる予定である(完成は 2006 年夏~秋?)

財務諸表とその注記以外の非財務諸表の開示に関しては金融庁が検討を行う。四半期決算の公認会計士・監査法人のレビューについては、企業会計審議会で検討を行う。

四半期決算を証券取引法上の制度とするため、証券取引法の改正が必要となる。これは、今通常国会に提出予定の金融商品取引法案(投資サービス法案)に反映されるものと思われる。

順調に行けば、2007 年度からの適用が予想されるが、発行者側のシステム対応なども考慮し、経過措置が設けられる可能性もある。

